

岩手県監査委員告示第15号

監査結果の公表（平成22年岩手県監査委員告示第7号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年3月5日

岩手県監査委員 千葉 康一郎
岩手県監査委員 樋下 正信
岩手県監査委員 菊池 武利
岩手県監査委員 谷地 信子

1（1） 監査対象機関名 岩手県宮古児童相談所

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成21年10月22日

イ 本監査実施日 平成21年12月16日

（3） 監査結果の公表の日 平成22年2月5日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
暖房用ボイラーの保守点検整備業務委託に当たり、制御基盤不良のため使用できない機器を含めて委託契約を締結していたため委託料が過大に支出されているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	過大な積算となっている業務委託については、平成21年11月17日付けで減額の変更契約を行った。 なお、今後は、所内のチェック体制の強化を図り、再発防止に努める。

2（1） 監査対象機関名 岩手県立宮古高等看護学院

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成21年10月28日

イ 本監査実施日 平成21年12月17日

（3） 監査結果の公表の日 平成22年2月5日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
看護師養成指導手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが1件、145,523円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より少なく支給していた看護師養成指導手当については、平成21年12月10日に追給した。 なお、今後は、学院内のチェック体制の強化を図り、再発防止に努める。